

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案について

平成 21 年 5 月 20 日

社 会 保 険 庁

(目 次)

- ・ 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案 1
- ・ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録(約6万9千件)のうち 3
年金受給者(約2万件)への戸別訪問の状況について(第4回中間報告)
〔平成21年5月1日公表資料〕
- ・ 厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る 11
社会保険事務所段階での訂正について(戸別訪問の対象者等に係る取扱い)
〔平成21年5月1日公表資料〕

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)
- また、社会保険庁職員の関与に関する調査等を行っていた大臣直属の調査委員会が11月28日に報告書を大臣に提出。

今後の方向

- 標準報酬等の遡及訂正事案については、「年金記録問題 拡大作業委員会」の御意見を伺いながら、被害者救済を第一義とし、併せて、社会保険事務所職員の関与が疑われる事案の事実解明を図る。(20年12月11日に弁護士等5名を新たに「年金記録問題作業委員」に任命。)
- 全てのコンピュータ記録から不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出し、このうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、社会保険事務所職員が対象者への戸別訪問を開始し、記録の確認及び調査を実施。

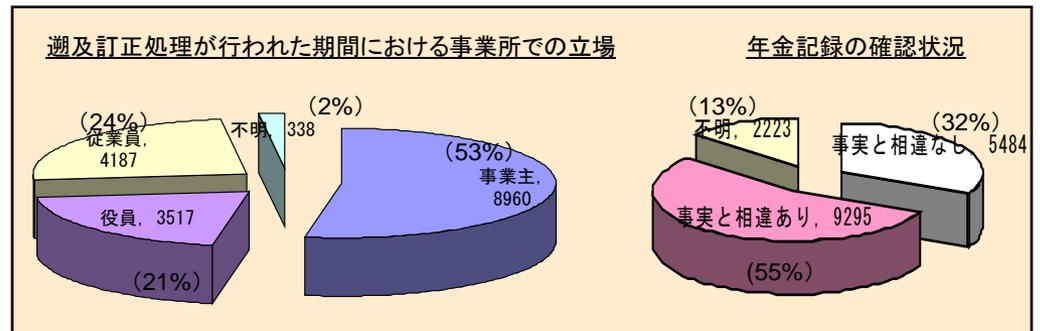
※戸別訪問の実施状況(第4回中間報告)

訪問件数 17,002件

(21年1月18日までの訪問実施分。)

21年2月1日までのフォローアップを反映。)

- * 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,174件(6.9%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方 185件(1.1%)



○ また、21年中に、厚生年金の受給者全員に対し、標準報酬等の情報を含むお知らせを開始する。(加入者については、21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を送付する。)

※ 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出するために用いた3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件(実件数約108万件))については、注意喚起を行う文書を同封する(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)

(参考) 実件数約108万件は、延べ約144万件から、下記3条件のうち2条件に該当するもの(①及び②が約9.6万件、①及び③が約9.6万件、②及び③が約23.5万件)を差し引き、3条件全てに該当する約6.9万件を足したもの。

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

○ 被害者救済については、標準報酬等が事実と反して訂正しているかどうかについて、以下のような調査を行い、事実と反することが確認できれば、年金記録の訂正を行う。

- ・ 給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し等がある。
- ・ 雇用保険や厚生年金基金の記録により給与実態や勤務実態が確認できる。
- ・ 事業主や社会保険事務所の調査により事実と反する処理が行われたと認められる。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況(21年3月末現在) 128件
(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 119件)

〔 20年12月25日から、一定の要件を満たす記録確認の申立てについては、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を開始。 〕

* 社会保険事務所職員に関する調査についても、被害者救済のための調査と併せて進めているところ。

平成 21 年 5 月 1 日
社 会 保 険 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約 6 万 9 千件）のうち 年金受給者（約 2 万件）への戸別訪問の状況について（第 4 回中間報告）

平成 20 年 9 月 9 日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」こととされました。

これを踏まえ、年金記録確認第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、以下の三条件の全てに該当する記録（約 6 万 9 千件）を抽出し、このうち厚生年金受給者（約 2 万件）について、平成 20 年 10 月 16 日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人に記録確認を行って頂いております。

- ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6 か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

標記については、下記の状況となっておりますので、ご報告いたします。

記

1. 戸別訪問の実施件数

平成 21 年 1 月 18 日までに、17,002 件実施。

- * 年金記録が事実と相違しているかどうか不明である旨の回答や、年金記録の訂正の申立てを行うかどうか未定である旨の回答が少なからずあったため、ご本人のご記憶、ご意思について、再確認（フォローアップ）を実施している。

2. 回答状況

上記 17,002 件についての、平成 21 年 2 月 1 日までのフォローアップを踏まえ、中間的に整理した回答の状況は、以下のとおり（詳細については別添参照）。

○遡及訂正処理が行われた期間における事業所での立場

・ 事業主	8,960 件 (53%)
・ 役員	3,517 件 (21%)
・ 従業員	4,187 件 (24%)
・ 不明	338 件 (2%)

○年金記録の確認状況

・ 事実と相違なし (注1)	5,484 件 (32%)
・ 事実と相違あり (注2)	9,295 件 (55%)
・ 不明 (注3)	2,223 件 (13%)

○事実と相違ありとの回答のあった方の年金記録の訂正の意思

・ 訂正の意思あり	3,775 件 (41%)
・ 訂正の意思なし	4,128 件 (44%)
・ 未定	1,392 件 (15%)

(注1) 「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。

(注2) 「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。

(注3) 上記注1及び注2以外の回答があったもの。

○年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方

	1,174 件 (6.9%)
--	----------------

・ うち、具体性のある内容の回答をされた方	185 件 (1.1%)
-----------------------	--------------

(注) 「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

<別紙>

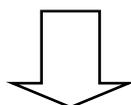
(平成21年1月18日までの実施分。平成21年2月1日までのフォローアップを反映。)

社会保険 事務局名	対象 者数	面談件数					遡及訂正事実確認件数										「事実と相違あり」との回答の あった方の記録訂正の意思				
		実施					事実と相違なし					事実と相違あり					不明	あり	なし	未定	
		事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)					
1	北海道	728	363	135	170	5	673	132	51	68	2	253	175	68	82	1	326	94	165	139	22
2	青森	56	12	16	27	1	56	2	7	9	0	18	9	7	11	0	27	11	11	11	5
3	岩手	163	74	21	50	2	147	50	14	24	1	89	22	5	19	0	46	12	23	21	2
4	宮城	146	49	24	50	5	128	21	11	29	1	62	19	12	17	1	49	17	24	16	9
5	秋田	292	141	44	38	4	227	43	15	8	1	67	77	27	23	3	130	30	34	63	33
6	山形	36	14	11	10	0	35	5	4	5	0	14	6	1	4	0	11	10	3	7	1
7	福島	103	37	18	38	4	97	10	7	18	0	35	23	9	15	1	48	14	23	22	3
8	茨城	532	254	108	113	6	481	125	49	43	4	221	98	48	59	1	206	54	86	110	10
9	栃木	456	133	63	72	3	271	47	18	27	1	93	77	42	38	0	157	21	85	54	18
10	群馬	418	229	95	63	8	395	96	38	29	2	165	92	41	25	1	159	71	66	64	29
11	埼玉	2,207	894	399	434	43	1,770	255	97	81	7	440	527	258	317	21	1,123	207	444	445	234
12	千葉	1,328	501	192	296	21	1,010	136	49	81	3	269	289	131	197	9	626	115	267	285	74
13	東京	6,620	2,468	870	796	64	4,198	604	167	125	15	911	1,582	619	608	34	2,843	444	1,153	1,233	457
14	神奈川	2,116	907	322	389	34	1,652	212	85	104	4	405	586	213	253	14	1,066	181	466	484	116
15	新潟	164	78	23	42	4	147	25	8	17	2	52	36	13	12	2	63	32	21	29	13
16	富山	40	9	6	22	0	37	3	3	13	0	19	2	2	6	0	10	8	6	3	1
17	石川	68	27	14	20	0	61	15	7	10	0	32	4	3	6	0	13	16	5	7	1
18	福井	97	49	17	23	1	90	23	11	12	1	47	19	5	6	0	30	13	18	10	2
19	山梨	413	166	64	85	5	320	66	24	21	0	111	80	32	51	1	164	45	46	69	49
20	長野	666	377	130	96	9	612	151	48	42	2	243	177	64	41	3	285	84	80	151	54
21	岐阜	129	67	22	21	1	111	34	13	12	0	59	25	6	8	1	40	12	8	24	8
22	静岡	623	221	91	95	11	418	66	31	42	2	141	114	48	38	3	203	74	60	88	55
23	愛知	553	172	92	149	4	417	86	49	73	1	209	62	31	58	0	151	57	53	85	13
24	三重	143	58	25	26	2	111	17	17	12	1	47	31	7	6	0	44	20	24	16	4
25	滋賀	57	27	15	14	0	56	10	9	9	0	28	15	5	4	0	24	4	9	13	2
26	京都	230	50	47	57	5	159	19	26	30	1	76	23	14	18	0	55	28	20	25	10
27	大阪	1,135	433	170	240	17	860	174	71	109	2	356	206	79	96	7	388	116	171	164	53
28	兵庫	393	107	49	160	11	327	41	20	88	4	153	48	22	39	5	114	60	57	47	10
29	奈良	119	41	19	35	6	101	18	8	17	1	44	18	6	13	1	38	19	12	22	4
30	和歌山	101	38	20	35	5	98	15	10	18	1	44	12	5	10	0	27	27	11	13	3
31	鳥取	46	14	10	19	3	46	4	8	10	1	23	8	1	3	0	12	11	7	4	1
32	島根	27	10	5	11	0	26	5	1	9	0	15	3	1	0	0	4	7	2	1	1
33	岡山	83	43	9	26	3	81	19	5	17	0	41	15	2	5	0	22	18	8	9	5
34	広島	181	59	43	59	2	163	19	17	27	0	63	35	19	19	1	74	26	30	39	5
35	山口	48	22	9	15	0	46	9	5	7	0	21	9	3	5	0	17	8	10	5	2
36	徳島	39	18	10	8	2	38	8	5	5	0	18	7	3	1	0	11	9	6	3	2
37	香川	85	37	17	19	1	74	13	12	12	0	37	15	4	4	1	24	13	10	12	2
38	愛媛	498	282	80	61	20	443	70	22	15	4	111	157	38	34	7	236	96	51	150	35
39	高知	30	7	5	13	1	26	2	4	11	1	18	4	1	0	0	5	3	0	1	4
40	福岡	315	125	50	115	10	300	48	27	50	2	127	48	16	50	4	118	55	53	54	11
41	佐賀	46	19	9	18	0	46	9	7	7	0	23	8	1	4	0	13	10	5	8	0
42	長崎	171	77	31	40	2	150	24	13	16	1	54	44	10	19	0	73	23	41	27	5
43	熊本	98	41	18	24	2	85	12	5	16	1	34	23	8	3	0	34	17	9	18	7
44	大分	146	66	31	34	2	133	31	9	15	2	57	30	19	18	0	67	9	30	29	8
45	宮崎	51	19	14	8	4	45	10	7	3	0	20	8	7	1	2	18	7	6	7	5
46	鹿児島	186	97	44	30	2	173	48	31	17	1	97	41	12	12	0	65	11	33	29	3
47	沖縄	73	28	10	21	3	62	11	2	8	1	22	16	7	12	1	36	4	23	12	1
全 国 計		22,255	8,960	3,517	4,187	338	17,002	2,843	1,147	1,421	73	5,484	4,925	1,975	2,270	125	9,295	2,223	3,775	4,128	1,392

〈参考1〉

(事実確認の状況)

	事実と相違なし	事実と相違あり	不明	計
事業主	2,843 (32%)	4,925 (55%)	1,192 (13%)	8,960 (100%)
役員	1,147 (33%)	1,975 (56%)	395 (11%)	3,517 (100%)
従業員	1,421 (34%)	2,270 (54%)	496 (12%)	4,187 (100%)
不明	73 (22%)	125 (37%)	140 (41%)	338 (100%)



(記録訂正の意思の状況)

	訂正の意思あり	訂正の意思なし	未定	計
事業主	1,442 (29%)	2,628 (53%)	855 (17%)	4,925 (100%)
役員	874 (44%)	805 (41%)	296 (15%)	1,975 (100%)
従業員	1,398 (62%)	653 (29%)	219 (10%)	2,270 (100%)
不明	61 (49%)	42 (34%)	22 (18%)	125 (100%)

平成20年9月18日
社 会 保 険 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

9月9日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」においては、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」こととしたところ。

これについては、以下のような方向で取り組む方針。

1. 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認された。

① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。

② 標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。

③ 6か月以上遡及して記録が訂正されている。

※ 上記88件のうちの約9割が3条件すべてに該当。

※ さらに、同じ事業所の同僚が上記の条件に該当していればよいとした場合には、上記88件のうち約99%が3条件すべてに該当。

2. この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明。

これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、年明け早々を目途に標準報酬等の記録の送付を開始し、ご本人による当該記録の確認に基づいて調査を行う。

平成20年10月 3日
社 会 保 険 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

1. 標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「記録を抽出した上での調査」については、9月18日に、
 - (1) 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認されたこと、
 - ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して記録が訂正されている。
 - (2) この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ約1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明したこと、
 - (3) これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、ご本人による標準報酬等の記録の確認に基づいて調査を行うことについて公表したところです。
2. 上記の件に関し、今般、3条件それぞれに該当する被保険者記録の件数について関係各方面からお尋ねがあったことから、以下のとおり公表いたします。

各条件に該当する件数について

条件 ①	標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。	約15万6千件
条件 ②	5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約75万0千件
条件 ③	6ヶ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約53万3千件

3条件すべてに該当
〔不適正な処理の可能性のある記録を的確に抽出〕



約6万9千件

〔うち年金受給者分
約2万件〕

(注) 条件①～③それぞれに該当する件数には、適正な事務処理によるものが含まれている。

※ それぞれの件数については、あくまでも機械的に算出したものであり、以下の点について留意が必要です。

○ 「条件①に該当するもの」(約15万6千件)については、例えば、被保険者の資格喪失時に、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明した場合において、標準報酬月額の引下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われる場合があるが、これは適正な事務処理であり、この条件のみをもって、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことはできない。

○ 「条件②に該当するもの」(約75万0千件)については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額を引き下げた場合などに、標準報酬月額が5等級

以上引き下げられることがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。

- 「条件③に該当するもの」（約53万3千件）については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額の記録を訂正した場合などに、6か月以上遡及して標準報酬月額の記録を訂正することがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。

- 以上のことや第三者委員会のあっせん事案・同僚事案を基にした分析の結果等から、3条件の1つずつでは抽出条件として不十分であり、上記3条件すべてに該当する記録を抽出することにより、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことができるものと考えられる。

平成21年 5月 1日
社 会 保 険 庁

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る
社会保険事務所段階での訂正について（戸別訪問の対象者等に係る取扱い）

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る訂正の申立てについては、昨年12月25日に発出した通知（以下「現通知」という。）により、ご本人が給与明細書等を保管されていたり、雇用保険の記録などにより、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において、その訂正を行っているところです。

社会保険庁においては、本年3月31日に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に報告された「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」において、不適正に遡及訂正されている年金記録の訂正については、「給与明細書や雇用保険の記録等がある場合のほかに、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実と反する処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う」とこととされたこと等も踏まえ、戸別訪問（昨年10月16日から実施している年金受給者を対象とする約2万件の戸別訪問をいう。以下同じ。）の対象者等に係る年金記録の訂正について、これを更に促進し、当該対象者等の迅速な救済を図るため、今般、現通知における年金記録の訂正に係る基準に該当しない場合においても、下記により、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うこととし、本日、社会保険事務局に通知を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本通知による社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行う対象者は、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件（※）のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者（以下「戸別訪問の対象者等」という。）とする。

(※) 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

2. 本通知により、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うこととなる場合は、現通知による年金記録の訂正に係る基準に該当する場合のほか、以下のとおりである。

◇ 戸別訪問の対象者等に係る申立てであって、事業主等への調査及び社会保険事務所の書類の調査を行った結果、以下のいずれかに該当する場合であること。

- ① 滞納処分票に事実と反する遡及訂正処理が行われたと推認される記述があること。
- ② 遡及訂正処理に伴い、随時改定（月額変更）又は定時決定（保険者算定の可能性が考えられるものを除く。）による標準報酬月額の記録が取り消されていること。

（注）全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

- ③ 遡及訂正処理に伴う徴定取消額及び更正減額の合計額と当該遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること。

（注1）全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

（注2）「おおむね一致する」とは、両者の差が、遡及訂正処理が行われた直近の1か月の当該事業所における保険料の額の範囲内である場合とする。

- ④ 申立てに係る従業員の年金記録の遡及訂正処理について、当該処理が事実と相違する旨の当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業員（申立人である場合を除く。）の証言があること。

◇ ただし、以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

(1) 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合

(2) 上記①から④までのいずれにも該当しない場合

(3) 上記①から④までのいずれかに該当するが、これと相反するような証言、物証等があり、当該遡及訂正処理が事実と即したものである可能性が確認できる場合

(4) 上記①から④までのいずれかに該当するが、この①から④に係る証言、物証等の間において、不整合な点がある場合

(5) 上記①から④までのいずれかに該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合

- (6) 上記①から④までのいずれかに該当するが、申立期間の中に現通知又は上記①から④までのいずれによっても社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間が含まれている場合
- (7) 上記①から④までのいずれかに該当するが、資格喪失日の遡及処理が事実と反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合

3. 現通知又は上記2のいずれによっても社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない場合については、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

なお、その場合にあっても、上記2(2)又は(6)に該当する場合(当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業員から、当該遡及訂正処理が事実と即したものである旨の証言がある場合を除く。)であって、当該事案を担当した社会保険事務所職員が具体的に特定できる場合や、事業主等への調査若しくは社会保険事務所の書類の調査の過程において、当該事案を担当した社会保険事務所職員が特定できるような証言、物証等が得られた場合には、原則として、当該社会保険事務所を管轄する社会保険事務局により当該担当職員並びにその上司及び同僚に対する調査を行うこととする。

(注) 上記2(6)に該当する場合においては、現通知又は上記2のいずれによっても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間に係る事案について、当該調査を行うものとする。

当該調査の結果、当該担当職員から、当該遡及訂正処理が事実と反するものである旨の自認が得られた場合、又は当該担当職員の上司若しくは同僚から、当該遡及訂正処理が事実と反するものである旨の証言が得られた場合には、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととする。

(注) 上記にかかわらず、資格喪失日の遡及処理が事実と反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合は、社会保険事務所段階において年金記録の訂正は行わないものとする。

なお、本通知により社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行った場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号)に準じて対応する。